



施術を正しく受けましょう

問 町民税務課 国保年金係 077-3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己負担となります。施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

国保Q&A

Q. 保険治療の対象になるのはどんなとき？

A. このようなときが該当になります。

- ・急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼
- ※骨折、脱臼については医師の同意が必要です。（応急処置を除く）
- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはつきりしているとき

Q. 保険治療の対象にならないのはどんなとき？

- A. このようなときは対象外になる可能性があります。
- ・単なる肩こりや筋肉疲労などの慢性的な症状、季節の変わり目による体の痛み

をよく確認し、自分で署名などをします。
③領収証をもらい保管します。

④治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

治療内容についてお尋ねすることがあります

国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため「整（接）骨院の施術内容調査票」を送付させていた

だくことがあります。
領収証を保管していただくとともに、照会があつた場合は国民健康保険事業の適正な運営のために、ご協力およびご回答をお願いします。

■保険証有効期間

10月1日(土)
令和5年7月31日(月)

■その他

7月の年次更新時に交付した後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は、引き続き使用できます。そのため、9月に交付する被保険者証には同封をしておりませんのでご注意ください。



被保険者証を再度交付します

問 町民税務課 国保年金係 077-3912

10月より後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の割合に2割負担が導入されます。この変更に伴い9月中に再度被保険者証の交付を行います。

■保険証有効期間

10月1日(土)
令和5年7月31日(月)

年金

障害基礎年金

老後だけじやない国民年金のサポート

問 ねんきんダイヤル 0570-05-1165
町民税務課 国保年金係 077-3912

障害基礎年金は、病気やけがによつて生活や仕事などが制限されるようになつた場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

支給要件

次の全ての条件を満たしたときに支給されます。

①障害の原因となつた病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

・国民年金加入期間

・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きますので、ご注意ください。

②障害の状態が障害認定日（初診日から1年6ヶ月経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したとき

に障害等級の1級または2級の状態になつてること

※障害認定日に障害の状態が軽くとも、その後重くなつたと

きには、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

③初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。もしくは、20歳前に初診日がある場合

令和4年4月分より金額が変更されました。

受けられる年金額

（1人目・2人目）
1人につき223,800円
(3人目以降)
1人につき74,600円

その他

保険料の未納期間があると、障害になつた場合でも障害基礎年金を受給できなくなる可能性があります。納付が難しい場合、免除制度を利用できる場合があります。

まずは、ねんきんダイヤルもしくは町民税務課国保年金係にご相談ください。

高圧受電設備更新工事のため、施設の使用を休止します。普段ご使用されている皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしくお願ひします。

休止施設

- ・武道館
- ・弓道場
- ・テニスコート

- ・陸上競技場
- ・野球場

休止期間

10月1日(土)
令和5年1月31日(火)

■その他
工事の状況により、工事期間が変更・延長となる場合があります。

総合運動場を休止します

問 教育課 社会教育係
077-1861



▲町内のヒマワリ畑



Sorry